ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

ワンストップ特例制度を利用される方につきましては、**申請書にマイナンバー（個人番号）の記入と本人確認書類の添付が必要**となります。必要書類をご準備の上、返送をお願いいたします。

個人番号・本人確認書類については、下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。
※ワンストップ特例申請書裏面の個人番号の記載場所・各注意点もあわせてお読みください。

パターンA

1 マイナンバーカード（写し）（裏面）

ICチップが付いています

マイナンバーが記載されています

＋

2 マイナンバーカード（写し）（表面）

顔写真が付いています

「個人番号カード」と記載されています

パターンB

1 マイナンバー通知カード（写し）もしくは 住民票（マイナンバー記載あり）（写し）

緑の文字で「通知カード」と記載されています

マイナンバー通知カード

← どちらか →

住民票（マイナンバー記載あり）

マイナンバーが記載されています

※マイナンバー通知カードの裏面に住所変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

＋

2 免許証（写し）もしくは パスポート（写し）

写真がある面をコピーしてください

免許証

← どちらか →

パスポート

※身元確認用書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。

パターンC

＋

2 健康保険証 および 年金手帳 など 自治体が認める公的書類2点以上の写し

健康保険証

＋

年金手帳

【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】
保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】
基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

用意した書類のコピーをとりワンストップ特例申請書の下部に貼り付けてください。

ワンストップ特例申請書提出前に下記の確認をお願いします

No.	確認事項	チェック
1	記載されている**自治体名**は正しく記入されていますか？	□
2	郵便番号、住所、名前、個人番号、性別、生年月日は**控除対象者のもの**が正しく記入されていますか？ ※申請書の記載内容に間違いがありましたら二重線で消して修正内容をお書きください。 ※住所は、寄附した翌年の１月１日時点での住所地で記載をお願いいたします。	□
3	**押印**はされていますか？	□
4	**寄附年月日、寄附金額**は正しく記入されていますか？ ※一件の寄附につき１枚の申請書となります。同じ自治体に複数の寄附がある寄附者様は、お手数ですが１枚の申請書に合算せずにお送りください。	□
5	本人確認書類は正しい組み合わせ（上記記載の**3パターンのいずれか**）でご用意されていますか？	□
6	コピーした本人確認書類は、**はっきりと**読めますか？ ※文字が認識できない場合は不備扱いとなる可能性があります。	□
7	同寄附内容ですでに**申請書をお送り済み**ではありませんか？ ※本書類は寄附のお申し込みをされた際にワンストップ特例申請書の郵送を希望された方にお送りしています。 ご自身でサイトより書類をダウンロードし郵送済みの方は本書類同封の申請書は送る必要はございません。	□

※この紙は返送不要です。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和　　年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和　　年　　月　　日 殿		整理番号	
住　所		フリガナ	
		氏　名	印
		個人番号	
		性　別	男　　女
電話番号		生年月日	明・大・昭 平・令　　.　　.

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和　　年　　月　　日	円

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると見込まれる者をいいます。

⑴　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和　　年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住　所		受付日付印
氏　名	殿	

受付団体名	

確認書類追加貼り付け用紙

受付No. ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■個人番号の記載場所・各注意点　（□・・・個人番号記載箇所）

マイナンバーカード	マイナンバー通知カード	住民票
	キリトリ線 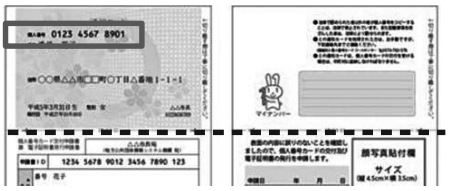	住　民　票 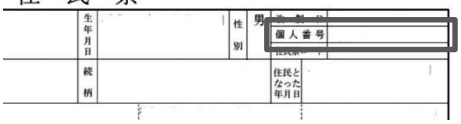
個人番号は裏面に記載されています。	交付申請書（キリトリ線より下部分）に記載の個人IDは個人番号ではありません。 また、交付申請書は提出の必要はありません。	自治体により書式が違います。 個人番号欄が『省略』となっていないことを確認してください。

※個人番号は上記3種類の書類いずれかからご確認ください。運転免許証には個人番号は記載されておりません。

■被保険者証や、年金手帳の写しを送付される場合の注意点　（□・・・塗り潰し必要箇所）

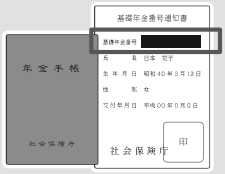

【健康保険証など被保険者証の写しを送付される場合】
保険者番号及び、被保険者等記号・番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

【年金手帳の写しを送付される場合】
基礎年金番号を認識できないよう、黒く塗り潰すなどしてください。

※顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、2種類以上の本人確認書類が必要です。

申請書下部の貼り付け位置に入りきらない書類を、重ならないように貼り付けてください。

※下記の貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

貼り付け位置	貼り付け位置

※寄附をした年の 翌年1月10日(必着)まで にご提出ください。

⑤のりしろ

⑤↑のりづけ

⑧のりしろ

最後に中身を入れて⑦⑧⑨のりづけ

①山折り

⑦のりしろ

②山折り

⑥↓のりづけ

⑥のりしろ

②山折り

③山折り

③山折り

⑨↓のりづけ

⑨のりしろ

①山折り

④山折り

【返信用封筒の作り方】

1. 山折り線を①→②→③→④の順に山折りします。
2. 一度開き、⑤のりしろ、⑥のりしろ部分をのりづけします。
3. 送付するものを中に入れます。
4. ⑦のりしろ、⑧のりしろ、⑨のりしろ部分をのりづけします。
5. きちんと封かんされているかご確認ください。

8 1 1 4 2 3 3

（受取人）

福岡県遠賀郡岡垣町野間１丁目１番１号

岡垣町役場産業振興課

企業誘致・商工観光係

行

内容物のチェック欄

□申請書

□個人番号確認書類（コピー）

□本人確認書類（コピー）

※ワンストップ特例申請書の送付以外の用途には、使用しないでください。

※本封筒は普通郵便での郵送となります。郵便の到着確認が必要な方は簡易書留でご郵送ください。なお、その際の郵便料は自己負担となりますので、必要な郵便料の切手を貼ってください。

※この封筒が透ける場合や丈夫さに欠けるなど、ご心配な方はご自身で封筒をご用意ください。

＜令和2年分＞

④折って開く

おそれいりますが切手をお貼りください

氏名	（差出人）
住所	〒

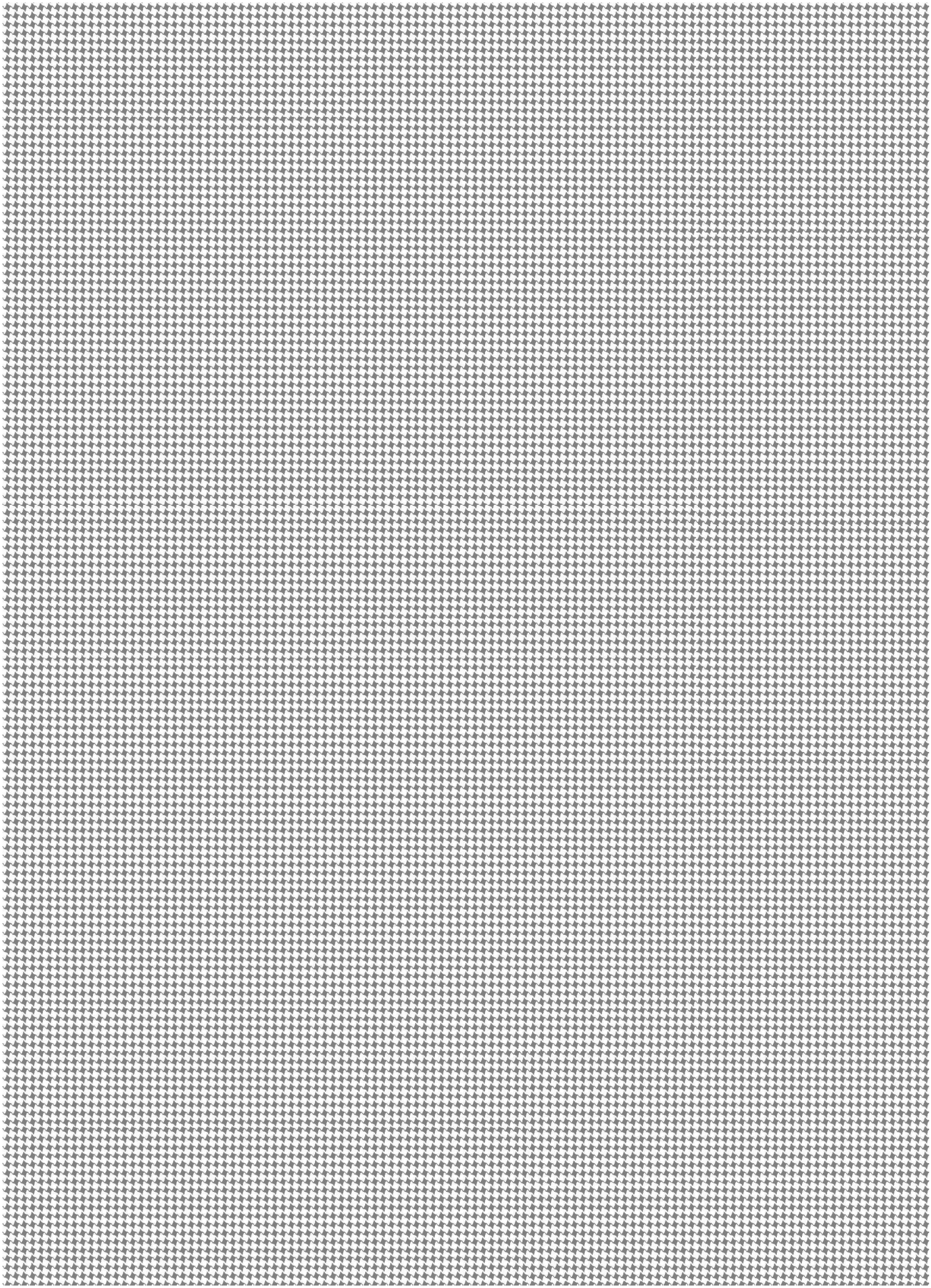

透け防止用紙

封筒からの透け防止に、書類を包むための紙としてご利用ください